

(2022年9月1日受稿 2022年11月9日受理)

【資料】

精神薄弱児の親たちによる就学猶予・
免除願返上運動の展開

——「新宿精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会) 会報の史料価値——

清水 貞夫(宮城教育大学名誉教授)

E-mail: rte67117@nifty.com

はじめに

障害児の教育を受ける権利をめぐる、最も活発な議論が展開されたのは歴史的には昭和40～50年代であろう。当時、養護学校義務制の実現に向けて、日本教職員組合や日本教育学会などの先生方・研究者及びその組織及び教育研究者団体で、憲法や教育基本法の実現をめぐる議論と論争が活発であった。また、就学猶予・免除された障害児の多くが生活したり通園する障害児施設の連合体(たとえば、愛護協会)でも、そこでの療育や教育とのかかわりで熱心な議論があった。さらに、就学猶予・免除された子どもたちの実態を訴える論争があり、障害種別ごとに分かれて組織された各種障害児者団体や、特殊教育の専門団体である全日本特殊教育連盟などでも、活発な議論が展開した。加えて、養護学校の義務制実施を求める国会の附帯決議(昭和43年6月)などが、昭和40年代にはおこなわれた。こうした広汎な各種組織や団体は、濃淡と差異がありながらも、養護学校義務制の実現にむけて、活発に活動を展開した。

しかしながら、養護学校義務化の障害当事者がいかなる声を上げたのかは不明である。就学猶予・免除者の中心的存在であった重度・重複障害児たちが、養護学校義務制実現に向けて、いかなる活動を展開したかは、彼(女)らが声をあげることができないことから、その声を代弁する親たちとその周辺にいた人たちの活動を通してしか知り得ない。これは、ある意味でいたしかたない。そこで、やむを得ず障害当事者の親たちの声を取り上げざるを得ない。本稿で取り上げる知的障害者分野でいえば、精神薄弱

者育成会(親の会)が、昭和40年代半ばまでに各地の特殊学級や障害児施設等を拠点に組織され、社会啓発や各種のロビー活動を展開していた。そして、その活動のテーマは、特殊教育の拡充整備、特殊学級及び養護学校の設置促進、養護学校義務制実施、さらには養護学校の増設などであったが、そうした主張は、養護学校の義務制実現を土台から支えるものであったが、その活動が、如何なる内実のものであり、如何なる展開をしたかは必ずしも明らかではない。そこで、本稿では、東京の新宿区に精神薄弱者の親たちの属する「新宿精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会)」が、「会報」を通して組織した就学猶予・免除願返上運動を取り上げて、その運動が、東京都精神薄弱者育成会を経て、全日本精神薄弱者育成会の活動へと展開していったことをあとづけ、政府に先駆けて昭和49年度からの希望者全員の就学を実現させた東京都への道程を記述する。もちろん、養護学校義務制は、こうした就学猶予・免除願返上運動だけでなく、多方面で多様な社会運動と世論の高まりがあって実現したと認識するのが妥当ではあるが、就学猶予・免除願返上運動も、重要な役割をはたしたと言ってよいであろう。本稿は、精神薄弱者の親たちの運動の展開のストーリーであるが、この種の先行研究は存在しない。ただし、本稿は、就学猶予・免除の法理を論じるものではなく、あくまでも就学猶予・免除運動の展開と、それとのかかわりで、当時の特殊教育界の先達たちの就学猶予・免除規定への言及を明らかにする¹⁾。

ところで、教育行政側が教育の場を用意する義務を負い、他方で、子弟に教育指導を享受させる義務を保護者が負うという関係を正常に機能させるところに、養護学校義務制の実現がある。養護学校義務

化の闘いは、教育行政側が義務を果たさない状況下で、保護者側は義務を果たそうとして果たせない状況下、教育行政側に義務の遂行を求める闘いであった。そして、この闘いの根幹の問題は、就学猶予・免除の問題である。当時、教育行政側が自らの義務を十分に遂行しない状況下で、障害当事者及びその保護者側が就学猶予・免除の措置を被っていたのである。就学猶予・免除願返上運動は、障害児（多くの場合、重度・重複障害児）を抱える親たち側が、社会（国と地方公共団体）に対して、自らの義務を遂行したくても遂行できないと申し立てた運動である。

1. 就学猶予・免除返上の運動—精神薄弱者育成会の活動

（1）東京・新宿区での「手をつなぐ親の会」

「新宿区手をつなぐ親の会」は、昭和38年12月に、1年余りの準備を経て都内23区の18番目に知的障害児の「親の会」として結成された。当時、新宿区には51の小・中学校のうち7校にしか特殊学級が設置されていなかった。そして、翌年の昭和39年3月20日に「会報・手をつなぐ親の会」第1号を発行以後、ほぼ毎月1回のペースで「会報」を発行し続けてきた。「新宿区手をつなぐ親の会」は、東京都精神薄弱者育成会のあとおしを受けて、唯一の肢体不自由特殊学級の「ひまわり学級」（昭和35年12月に鶴巻小学校内に小学部、昭和37年に中学部が開設され、脳性マヒ児及び重度知的障害児の学級として機能し、その後、鶴巻小学校の改築の際、新宿商工学校に仮移転、また牛込保健所に併設して校舎が建てられ、昭和52年に新宿区立養護学校になる）を含む新宿区内の特殊学級の親たちが中心になり創設された。会員は多様で、子どもが特殊学級に入級している親、保育施設に通っている子どもの親、入所施設で生活する子どもの親、就学猶予・免除により在宅のまま生活している子どもの親などであり、子どもの年齢も就学前から成人までに及んでいた。会の活動は、他区の特殊学級や国立秩父学園などの見学を含む研修、会員相互の情報交換と親睦交流会、合宿などとともに、精神薄弱児者にかかわる懸案に関する対区及び対都交渉も重要な事案であった。東京都との交渉としては、東京都精神薄弱者育成会と合同で、養護学校を各区1校、特殊学級並びに教員の増員、通園施設への職業指導機関併置や保護者負担金の引下げを求めて、都議会や都教育長に陳情していた。新宿区に対しては、①区立特殊幼稚

園の開設、②低IQ児童（IQ50以下の養護学校レベルの児童）の就学保障、③区立授産施設及び訓練所の建設（この3項目の要求は昭和42年度及び昭和43年度の定期総会で決議された）を独自要求として区教育委員会、区議会、区長等と交渉を繰り返していた。また、中学校特殊学級在学の保護者は卒後を心配して、授産所／（福祉）作業所やアフタケアのための障害青年学級を求めている。また兄弟姉妹を抱えた保護者は、その子らの育ちを心配していた。そして、低IQ児とされた重度の子どもたちの親は、学校に入学できないことに憤りを感じていた。

「新宿区手をつなぐ親の会」の「会報」には、会務報告、催し等の案内、見学記やレクリエーションの感想、兄弟の声、研修会の内容や感想、「ひまわり学級」教師や養護学校教師の意見、精神薄弱者教育・福祉の啓発情報、東京都精神薄弱者親の会のニュース、指導誌とされる『手をつなぐ親たち』（厚生省児童家庭局・文部省初等中等教育局監修）や市販新聞からの転載記事、対区及び対都交渉の報告など多彩であるが、そうした記事に混ざって、会員の意見・主張が掲載されている。

（2）「会報」に松井國男の訴えが載る

こうした「会報」に、幹事／役員を務めている松井國男の主張が掲載された。それこそ、全国運動にまでなる就学猶予・免除願返上運動の訴えであった。松井國男は、「この子らに対するなによりの遺産は法律であり制度である」（新宿精神薄弱者育成会の掲げたスローガン）と袖に添え書きされた「会報」第31号（S41.12.20）に、「お父さん！お母さん 就学猶予、免除願を出さないで下さい」と題する主張を載せたのである。そこには次のように書かれている。

……私達は、私達の子供に義務教育を受けさせる義務があるんです。たとえ、ちえ遅れがあっても、この子供達の権利を親が簡単に放棄してしまってよいのでしょうか。私達は、子供が私達より、一層よい生活が営めるよう願って毎日を営々と働いております。これがちえ遅れの子の場合にはもっと切実です。何とか現在より少しでもよくならないだろうか？せめて半人前でもよい、人様の後についていけるようにならないだろうか？と寝ても覚めても頭を離れません。その第一の段階である就学の時に、自分自身の意志を十分に伝えられない子供の権利を親が簡単に捨ててよいのでしょうか？私達は家の子は遅れているから仕方ないとあきらめないで、上を向い

て、区長さんに、教育長さんに、議員さんに、手をつなぐ親の会一同でお願いしてみませんか。わたしたちの子供は、知恵おくれで、それも中度以下で、法規上、また技術上いろいろと問題はあります。何とかな面倒をみていただけませんか……

これは松井國男による猶予・免除願返上運動の雄叫びである。

松井國男は、続けて、「会報」第32号（S42.1.30）で、戦前の義務教育では「切り捨て御免」は通用しても、現在の民主社会では「国民がその子女を学校に出せば国家にはその子供を教育する義務があるはずである」とし、「低知能者にはそれに応じた教育をすることが出来るように、学校設置者や教育担当者は急いで準備を完了して貰いたいものである」と主張している。そして、第33号（S42.3.11）では、「再び お父さん！ お母さん 就学猶予、免除願いを出さないでください」との論題で、「区長さん、議員さんに認識を新たにして、新しい角度からこの問題をもう一度採りあげて頂くことをお願いします」と結んでいる。

その後も、松井國男は、第39号（S42.9.10）に投稿し、「私達の子供は、自分から何も要求できません。それだけに私達親が子どもに代って要求してやらなければ、誰がしてくれるでしょうか」と、「もっと強く手をつなごう」と呼びかけている。そして、第43号（S43.1.20）で、再度「続・おとうさん、おかあさん 就学猶予・免除を出さないで下さい」を執筆し、「低いIQの子どもに特殊学級、幼稚園の一部を空けて頂くわけにはいかないでしょうか。新区長さんに是非お願い致します」と、就学猶予・免除者が累積している状況下、入級希望者の減少した特殊学級（当時、特殊学級は全国的に都市部で入級者が減っていた）の現状に対して、具体的提案をしている。第44号（S43.2.29）では、「おとうさん・おかあさん 就学猶予・免除を出さないで下さい」という再々度の論題で次のように主張した。

この主張を掲げて5度目になります。しつように、無茶な要求をしているようですが、そうではありません。私達は、子供の権利であり、私達親の義務である義務教育を一片の就学猶予、免除願で片付けることに疑問があるのです。……この子ども等の生涯の一番太い支柱になるのは私たち親です。そしてこの支柱は子どもの一生を支えてやれません。私達は先に逝かねばなりません。後の残った子どもが社会のマイナスにならぬ様またマイナスが少なくなるよ

うするのは私達の義務ではないでしょうか。

親が努力しなくて何でこの子どもに幸福が望めましょう。

就学猶予・免除を出す前に是非一度考え下さい。

松井國男の訴えは、この後も続き、「会報」第48-2号（S44.3.15）、「会報」第55号（S44.12.20）、「会報」第56号（S45.2.10）で繰り返された。最終回（「会報」第56号）では、就学猶予・免除をなくして、訪問教育（学級）（当時、東京では昭和45年に中野区や府中市などが小学校に訪問学級を設置し学籍を持たせていた）の障害児教育への包摂を主張する。そして、就学猶予・免除願返上の訴えと同時に、「新宿区手をつなぐ親の会」としての要求事項である低IQ児の入学措置の対区交渉が継続されたのである。

……重い子供にとって、その可能性は無限とか発達保証とかいう言葉は明らかな現実的ではないかもしれない。しかし、あえて障害児教育の対象には下限がないのであることをすべての当事者と共にここで確認する必要がある。

心身障害児教育あるいは学校教育の守備範囲は一体どこまでなのだと云う人が多い。「通う学校」という既成の収容形態にこだわっている限りこの疑いは解消できない。あるいは、また養育してやるという構えをくずさない限り先へ進むことができないのである。このような人は、学校を断られて市民の権利の行使できなくなった（多くは受け入れ態勢不備のために）重い子供達や、親達のいらだたしい無念の思いに満ちた声なき声は何れともあれ耳を傾けるがよい。答はおのずから与えられるにちがいない。それは恐らく障害児教育には下限がなく、子供のいるところ、時と場所を問わず教育はついてまわるべきだという至極単純な、市民サイドからすれば何ともあたりまえの発想であることに気づかれるにちがいない。……（「会報」第56号）

（3）松井國男の就学猶予・免除願返上論

松井國男の子どもは、新宿区在住の精神薄弱児で新宿区立小学校特殊学級「新苑教室」に仮入級。その後、八王子養護学校を経て、千葉の弘済学園に入園した。松井國男はその父親であり、「新宿区手をつなぐ親の会」の立ち上げに尽力し役員の一端をになう（昭和54年には「新宿区手をつなぐ育成会」の要望で開設された「新宿あした作業所」の主任指導員になる）。こうした経歴から熱心な「親の会」会員であったと思われる。これ以外のことは不明で

表 新宿精神薄弱者育成会の流れ

年度	新宿精神薄弱者育成会の 大会決議	新宿精神薄弱者育成会の 活動とその対応	東京都及び全国の状況
1965		花園青年教室（障害者青年教室）開設 「この子らに対する何より遺産は法律であり制度である」をスローガンにする	都立王子養護学校、小学校の校舎を借用して授業開始
'66		松井國男の就学猶予・免除願返上の叫び開始	都立八王子養護学校開設
'67	①区立特殊幼稚園の設置 ②低 IQ 児の就学保障 ③区立授産及訓練所の建設		都立立川養護学校開校 東京都「愛の手帳」制度発足
'68	同上		精神薄弱相談員制度発足 特殊教育振興に関する衆議院文教委員会決議（義務制実施）
'69	①特殊幼稚園若しくは保育所又は観察教室の設置 ②特殊教育の内容の充実	四谷福祉作業所開設	東京都育成会・就学猶予・免除願返上運動を開始 「特殊教育の基本的な施策のあり方について」（辻村報告） 東京都「訪問学級」制度実施 都立しいの木養護学校開設（千葉県）
'70	①特殊幼稚園の設置 ②特殊学級の充実（低 IQ 児の就学の場として） ③特殊学級高等部の設置 ④区独自の福祉手当の実施		東京都育成会「会報」で、弁護士・関谷が就学猶予・免除願いを出さないことを訴える
'71	同上 ⑤新宿特殊教育 4 年次計画の作成	新宿区特殊教育推進地区の指定を受ける 新宿区立通園訓練施設・あゆみの家が開設	国連・精神薄弱者権利宣言 都立七生養護学校開設 「今後の特殊教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（中教審答申）
'72			神田の医師が脳性マヒ児を 37 年の看病後、絞殺した。新聞報道（10 月） 東京都育成会が都教育委員会に就学猶予・免除で要望 都立王子養護学校、教室間仕切り入学希望者の全員入学
'73	①新宿区心身障害者対策協議会の設置 ②第 2 あゆみの家の建設 ③区内障害児の追跡調査 ④新宿区立養護学校建設	新宿区障害児「全員入学」を実現 障害児の公衆浴場無料開放制度 区議会が重度・重複児のための「ひまわり学級」を区立養護学校化する案件を議論する	脳性マヒの息子（37 歳）を抱え失業対策作業員の母親が生きることを諦めて心中。新聞報道（1 月） 美濃部都知事・来年度希望者全員就学を約束（3 月） 東京都・心身障害教育検討会発足（9 月） 国・養護学校義務化予告（11 月）

ある。また、論が立つ親とか、理論好みの親というわけでもない。しかし、「新宿区手をつなぐ親の会」をとおして、我が子のことを思いつつ、各種研修会に積極的に参加し、「親の会」の発展に熱心に取り

組む親であったと思われる。彼の主張は、彼の「親の会」での経験を通して膨らんできたものといってよい。そして、彼の考えは、就学猶予・免除願の返上だけを強調する訴えから、その実質である学籍を



資料1 当時の新聞報道(清水作成)

就学 猶予 願
免除 除

昭和 年 月 日

委員会 股

申請人(保護者)

下記の者、
教育法第23条により学校の就学義務の猶予。
免除を許可下さるよう、別紙医師証明書添えてお願いいたします。

児童、生徒氏名	生年月	住	保	記				学 免	初等科
				数	体	自	由		
1 441	404	59	8	338					
297	59	8	198						

資料2 東京都教育委員会編『心身障害児全員就学』
p.3より

とうろくという主張に変化し、最後に、全員/完全就学を勝ち取るために学校教育概念の拡大と、「教育に下限なし」の主張へと強調点が膨らんでいる。

その彼による就学猶予・免除願返上の主張を纏めると、次のようになろう。松井國男は、憲法第26条の教育規定は、子どもは義務教育を受ける権利をもち、保護者はそれを受けさせる義務をもつという趣旨の規定であり、教育行政は保護者が子どもの教育を受ける権利を保障するために教育の場を確保しなければならないと理解し、保護者が就学猶予・免除願をだすことは、親が子どもの学習する権利を奪う行為であると把握する。その上で、「就学猶予・免除が憲法違反とは、“義務教育とは学齢児は教育を受ける権利があるのにそれを履行する義務を背負っている保護者が猶予願や免除願を出すのは子供の基本的人権を犯すことになる”という意味です。とすれば、“願”を出すように勧誘する教育委員会は差し当たり“共犯者”ということになろうか」(S44.3.15)と説く。加えて、障害児に対して適切な教育の場を用意できない教育行政の準備が整うまで「待って下さい」と願い出るのが道理であるとも、松井國男は考えていた。就学猶予・免除願返上運動は、教育権思想に根差し、何よりも、現に就学猶予・免除されている子どもたちに代わって、障害児を抱えた親が教育行政に対して行う要求運動である。また、就学猶予・免除願返上は、がむしゃらに通常学級就学を要求するのではなく、障害児に対する適切な教育の場を設置するよう求める要求運動であ

り、それは定員を設けて就学者を選考するシステムの変更を求めるとも松井國男はいう。そのために「通う学校」だけでない「訪問教育(学級)」を含めて、既成の学校教育の概念にとらわれないで「能力に応じた」義務教育の実現のために、教育の場の多様化への変革を求めている。ただし、松井國男もさることながら「親の会」の関係者は、就学猶予と就学免除を区別しなかった。これは、就学猶予は、就学の方が完備しない限りでの就学猶予は就学免除と同じ意味のことであると考えてのことであろう。就学の方が完備されない状況下で、また就学の方の完備が見通せない状況下での就学猶予は、ただ就学を待つだけであり、就学免除と同じであった。実際、各地の就学猶予者は数年後には就学免除と同じように教育委員会からの接触はなくなるというのが実情であった。

松井國男の主張は、憲法や教育基本法を踏まえて就学猶予・免除の法的根拠を問うたものではない。また旧学校教育法第23条(現行法第18条)や文部省(現文部科学省)の通達を批判的に考究した主張ではない。松井國男の主張は、子どもの教育の場からの排除に抗するのに、その保護者が就学猶予・免除の願い出を提出することを求める教育行政に対して不正義を申し立てるものであり、むしろ、それは就学猶予・免除された精神薄弱児の親たちの胸のうちを察しての感情表出とも言い得る。そのため、就学の「猶予」と「免除」を区別してもいい。それは、「猶予」と「免除」はともに、子どもを重度・

重複障害児を教育から排除するために機能することから、区別できないと考えていた。だからこそ、ほかの精神薄弱児の親たちの賛同を広く受けたともいえる。松井國男の主張の源流は、推測するに、彼のかかわる精神薄弱者育成会／親の会の各種研修会で得た知恵であり、その知恵をもとに、それを運動に、松井國男は転化したといえる。

なお、松井國男の主張は、最初、「投稿」として掲載されたものの、途中からは「投稿」の枕詞がなくなり、最終回では、松井國男の執筆者名もなくなり、「新宿区手をつなぐ親の会」の主張として扱われている。松井國男の訴えは、松井國男個人の主張として出発しながらも、「新宿区手をつなぐ親の会」で共有された主張となったと考えてよい。

この間、新宿区では、昭和45年度に重複特殊学級と難聴特殊学級が、また昭和46年度には言語障害特殊学級と「福祉ホーム」が開設された。さらに昭和47年度には、新宿区立通園訓練施設・あゆみの家が開設された。これらは、「新宿区手をつなぐ親の会」の活動・交渉と無関係ではない。東京都では、昭和42年に美濃部都知事が誕生し、美濃部都知事は国に先駆けて昭和49年度から希望者全員の就学を実現させる。それに伴い、従来、各特殊学校で実施していた定員をもうけての入学試験は廃止された。

2. 就学猶予・免除願返上運動の広がり

(1) 東京、神奈川、そして全国へ

松井國男の主張は多くの保護者の共感を得たようである。就学免除・猶予の願いを出さない運動は、東京都新宿区ではじまり、中野区、東久留米へと広がりを見せた。それぞれの地区で、保護者たちは、精神薄弱者育成会／親の会の「会報」で、就学猶予・免除願の返上を訴えただけでなく、各区や市、さらには東京都の教育委員会、議会、行政に就学猶予・免除児をなくすために障害児教育施設の拡充をもとめて陳情・請願し、交渉を繰り返した。だが、陳情・請願・交渉により、簡単に重度児・重複児の就学が適切に実現されたわけではなかった。就学猶予・免除願を提出しないことで、学籍が与えられながら、教育環境が用意されないまま猶予と同様な扱いになることも多かった。たとえば、東久留米市では、「東久留米市手をつなぐ親の会」が、昭和43年に結成され、同時に就学前児のための「杉の子学園」を発足させた。同園に通園する重度・重症児（養護学校相当レベル）は、学齢に達したとき、教育委員

会と交渉するが、就学の場合は口約束だけ就学猶予措置がとられた。就学猶予・免除願返上の運動を知っても、重度・重症児の親たちは、学籍をとって何にもならないと諦めていた。それでも、昭和46年に、子どもの状況、成長度、集団による教育の必要性など記した資料をそろえて教育委員会と交渉する。結果的に、就学猶予願いを提出しないで学籍を取り、「杉の子学園」に在園したまま週1回1時間の退職校長による訪問指導を受けることになる。就学猶予・免除願返上運動は、当初、こうした不十分な教育指導の保障にしかつながらなかったものであったが、急激に裾野をひろげていったのである。なお、「東久留米市手をつなぐ親の会」は、既存の学校を変えることを目指し、多様な教育のあり方を求めるというスローガンを掲げていた。

そして、各区の育成会の上部団体である東京都精神薄弱者育成会理事会は、松井國男の主張を昭和44年に理事会で採択した。そして、「東京手をつなぐ親の会」会報第17号（S44.3）は、「特殊教育も義務教育のうち」と題して「すべての子女に能力に応じた教育を望む」の記事を掲載し、同年10月には「就学猶予・免除をださないで障害児に学籍を獲得する運動」を開始する。同年12月第21号では、「学籍を獲得しよう」という標題で、保護者の声として「就学猶予免除願を出さないで」という訴えが掲載された。翌年には、精神薄弱者の保護者であり弁護士である関谷記が、「東京手をつなぐ親の会」会報（S45.5.1）で、就学手続きの法理を簡単に解説して次のような記事を載せている。

……判別規準によると、精神薄弱児の場合、重度（白痴程度）及び中度（痴愚程度）のうち重症児に対しては、就学猶予、免除を考慮するとなっているので、教育委員会は保護者に対して就学猶予、免除の願い出を勧奨するでしょうが、保護者はこの勧奨を拒絶する勇気をもつべきでしょう。そうして、教育委員会が（入学する）学校の指定を怠った場合には、保護者は違法不当な消極的処分として異議申立、審査請求等によって、子女の教育を受ける権利を守るべきでしょう。……ここで、教育の定義を、学校においてのみの教育に限定しないで、教育学者のいう教育、即ち「残された何らかの能力を引き出し、困った子供の生活を少しでも豊かに明るくする」ことであるという説を支持します。……

弁護士・関谷記は、障害児の教育を「通学する学校」とだけ捉えていない。訪問教育（学級）制度を念頭

において、就学猶予・免除の願い出を拒絶できるとしたのである。東京都の訪問教育（学級）制度は、各市区町のエ育委員会により小学校に訪問学級を開設するかたちで昭和44年4月に開始された。関谷記の執筆した記事の載った「東京手をつなぐ親の会」会報は、2,000部増刷されて、全日本精神薄弱者育成会第19回全国大会（札幌、昭和45年開催）に持ち込まれ配布され全国の運動になる。各府県の大会やブロック大会で議論されたのである。その後、東京都精神薄弱者育成会／親の会では、昭和47年3月に、就学猶予・免除に関して要望書を提出し、翌年11月には、美濃部都知事による昭和49年度障害児全員就学の方針の公表を受けて、全支部が就学猶予・免除の廃止の陳情・請願を実行に移す（『東京都精神薄弱者育成会30年のあゆみ』）。なお、新宿区では、東京都の昭和49年度障害児全員就学の1年前に全員就学を実現させた。

美濃部都知事が全員就学を公言した1カ月後の正月（昭和49年1月15日）の東京都精神薄弱者育成会／親の会の「会報」第38号には、次のような記事が掲載された（東京都教育委員会、1977）。

……子どもとともに雑煮を祝って迎えたお正月、ハンデを負うてよく頑張ってきた子どもたち、ゆく末を案じながら、その思いをかなえようと努力してきた親たちの過去の一年、さまざまな思いが帰来するなかで、誰もが、今年こそは少しでもあかるい社会が開かれてゆくように――と祈願されたことと思います。『どんなに重くとも、どこにいても、適切な養育、ゆきとどいた医療』が保障されることを求めて運動してきた昨年は、特に都教育委員会の打ち出した、心身障害児の全員就学に大きな期待と関心が向けられています。私たち都育成会が『就学猶予・免除をなくし学籍を獲得しよう』と呼びかけ、重度児の教育権について問題提起してから既に6年余、ようやくここに、都教育行政に基本的態度が明示されたことは大きな前進だと思います。教育の対象外として、いとも簡単に公然と切り捨てられ、公教育のらち外に放置されてきた重度児の過去の歴史を思うとき、この子らにとっては、まさに『教育元年』ともいえるでしょう。……

（2）就学猶予・免除願返上の実行使

全国化した就学猶予・免除願返上運動は、各地で「実行使」が起きた。一例をあげるなら、昭和47年4月に東京都世田谷区で起きた事件がある。朝日新聞は、「この子らも通学させて――障害児の親が

教委に抗議」という見出しで、「入学式に子どもを連れて行ったら、この子だけは名前も呼ばれず、机もイスもありませんでした」と抗議する親たちのことを報道している。親たちの抗議に対して、区の学務課長は、「学籍だけつけておいて、区のエ育相談でその子の状態をみようということだと思う」と言葉を詰まらせたという。IQ50以下の重度精神薄弱者については、学校教育の対象にならないというのが、当時の学校や教師の“常識”であり、その枠内の児童は福祉での対応になると教育界では考えていた。そのため、就学猶予・免除しないまま学齢児が登校しても、学校は何一つ用意しなかったのである（朝日新聞、S47.4.24）。

東京の就学猶予・免除願返上の実行使は神奈川・鎌倉市に波及した。神奈川県鎌倉市内には、昭和45年時点で、小学校に三つの特殊学級が設置されていたが、特殊学級は原則3年生以上の軽度精神薄弱児（IQ50以上）が対象であり、就学猶予願をだすと、その後は就学通知がなくなるシステムをとっていた。昭和45年4月、「鎌倉市手をつなぐ親の会」会員7名（就学猶予2年の児童2名、就学猶予1年の児童2名、新規就学児童3名）が「就学免除や猶予を受けると一生、義務教育からはずされてしまうから」「学校に通えなくても学籍だけは得ておこう」として立ち上がった（朝日新聞、S46.2.9）。その結果として、2年猶予の児童が特例として特殊学級3年に入級したものの、残りは1年生から入級できる特殊学級が設置されていないこともあり、普通学級でスタートを切らざるを得なかった。7名のうちの一人の母親は授業中もふくめて付添いを求められ、「2時間で帰っては……」とか「生活訓練会（週3回の在宅幼児訓練会）に戻ったら」と言われ、年度途中で1日おきて2時間ずつに変更になり、子どもも学校を嫌うようになってしまったという。別な子どもは、子どもが騒ぎ始めると付添いの母親に先生が「運動場で遊んでいらっしやい」とか「散歩してきたら」と耳打ちされるありさまであった。「鎌倉市手をつなぐ親の会」の安達喜美子は「鎌倉市には1年生からの特殊学級がないため、それもIQ50以上、3年生からということで、IQのことばかりいっている。1年生の時から知恵遅れとわかるような子はロクなものでないと勝手に枠をつくって、それに当てはまらない子はだめだときめてつけてしまう」と述べている（安達喜美子、1971）。これが、就学猶予・免除を拒んだ子どもと親に対する学校の対応であった。就学猶予・免除願返上の結果は、親たち及び子どもたちにとって極め

て厳しいものであったといえる。

しかし、「鎌倉市手をつなぐ親たちの会」は、「1年生から入級できる重たい子供の特殊学級」の設置を議会に請願し採択される。請願を実施する立場にある教育委員会側は、重たい子どもたちは施設に行くべきで、教育にはのらないとして、まずは実態調査を行ってからといって、腰を上げようとしなかった。それでも、親たちは粘り強い交渉を続けて、昭和46年4月、養護学校的特殊学級（IQ50以下の児童のための特殊学級）1学級、1年生から入級できる特殊学級2学級が開設されることになったという。

各都道府県精神薄弱者育成会の上位に位置する全日本精神薄弱者育成会／親の会は、昭和45年7月号の機関誌「手をつなぐ親たち」で、「就学猶予・免除ととりくもう——適切な場所づくり・負担の差の解消を」として、「毎年、就学時期になると適当な学校がないために、やむなく就学猶予・免除願を教育委員会に提出する悲しい経験をどれほどの両親がしていることだろうか。……親として、人なみに学校にやることができないということがなによりもつらい。しかも学校に行っている子と、猶予・免除になって、収容や通園の福祉施設に入っている子とでは、その保護者負担の差異は、はなはだ不合理なものである」と述べつつ、神奈川県「鎌倉市手をつなぐ親の会」及び「新宿区手をつなぐ親の会」の活動を紹介し、次のように述べている。

……親たちのいろいろな訴えやなやみを完全になくし、猶予・免除などの半端な方策を全くなくすには、①“教育”という考え方を、ことばや文字の教育などということから、とことんまで広げて、子どもが完全に保護されて生きていた状態から、自分で食べ排泄したりできるようにする微妙な育成も、それなりの教育とする。つまり、自分で自立する力を、だんだん発揮できるように仕込むこと、従来、それは教育ではない保護だ訓練だと区別していたものまで、教育の概念に含むことである。したがって、厚生行政も文部行政も、一方は健康に育てよう、他方は教育しようとの主な配慮の仕方は異なるにしても、子どもをとりあつかうとか仕事を押しつけあうようにならないようにすることである。つまり、子どもの状態によって自由に、病院や施設から学校へ、学校から逆にと、最も適切な場に移せるようにすること。つまり、施設も学校も、区別だてより、一連のものとする方面にうつるべきである。

②その間の扱いは、生命の保全や健康の維持増進に重点がおかれようと、ことばや数の練成に力がかか

ろうと、同じ子どもを育てるということにある以上、広い意味の教育とみなすこと。……

ここには、“教育”概念を学校教育に限定しないで転換・拡大することの主張であり、それは、また教育に下限なしの主張でもある。この主張は、お茶の水女子大学教授・辻村泰男（元文部省特殊教育課長）の「学校でなければ教育ができない、学校で行っているものでなければ学校教育とは公認しないという考え方は、偏狭な思い上がりでしかない」（辻村泰男、1970）という主張と同じものであった。就学猶予・免除願返上運動は、重度・重複障害児の教育保障を求める運動であったから、教育に下限なしを実現させて、学校観の変革を迫るものであったと言って過言ではない。

全日本精神薄弱者育成会／親の会は、昭和47年から昭和50年までの間、全国大会で「就学猶予免除制度の撤廃」を毎回決議している（『精神薄弱者問題白書』各年度版）。また昭和48年6月発足の「特殊教育の改善に関する調査研究会」では、育成会代表（事務局長・皆川政治）は、次のような発言をしていた（辻村泰男、1974、1976：特殊教育の改善に関する調査研究会議事録、1973）。

……既存の学校に子供がなじむか否かによって就学猶予・免除を認めるのは納得いかない。この制度を廃止して、学齢になれば、すべての子供に学籍を与え、実質的に教育の機会を保障すべきである。単に学校に籍があるということだけでなく、国や県がその子供の教育措置を約束する原簿が学籍なのである。そのためには、福祉施設、医療機関における教育の場を開発・活用し、種々の措置を組み合わせ、その中で教育を受けることが可能な制度を考えていくべきである。措置を二者択一的に考えるのはおかしいのではないかと……

3. 特殊教育研究者の言説

（1）返上運動へのコメント

就学猶予・免除願返上運動については、当時の特殊教育界の先達たちが言及している。大井清吉（東京学芸大学教授：当時、以下同様）は、返上運動が「広がり、教育行政当局が何らかの手を打たざるをえなくなっている」と言及している（大井清吉、1971）。また、伊藤隆二（神戸大学教授）は、「鎌倉市手をつなぐ親の会」による就学猶予・免除願返上運動について「学籍を得ることは比較的容易なこ

とであるが、このような重症児の特殊学級設置を請願したことは注目してよい」とコメントし、「各地の同様の運動に大きな反響を呼んだ」（伊藤隆二，1972）とした。さらに、文部省で仕事をした経験をもつ山口薫（東京学芸大学教授）は、近年に至って、保護者たちの就学猶予・免除に対する考え方に「急激な変化」がみられるとし、「保護者側からの就学免除・猶予の返上運動さえ行われるにいたっている」とし、就学免除・猶予規定に関して、免除は廃止し就学猶予は残すとの提案をしている（山口薫，1976）。また、お茶の水女子大学教授から国立特殊教育研究所長となった前出の辻村泰男（元文部省特殊教育課長）は、障害児の親たちの意識が向上してきていると指摘して、「猶予を願い出すべきは、義務制を実施しない側が、重い障害児をもつ親に対して、出さなければならぬはずだ、という意識にまで発展してきた」とし、「こうした論法で就学猶予・免除の願い出を拒否する運動さえ起きてきた」と記している（辻村泰男，1978）。加えて、武蔵野音楽大学教授・小宮山倭（青鳥養護学校元校長）は、「最近この運動が起こってきている。この問題は、国民の間に強い動きになって、“受教育権”思想に基づく『就学猶予・免除願の返上運動』という形で、ひとり通園施設のみでなく、更生施設や重度施設にいる子どもの保護者から、さらに在宅児父母の上にまで及んで、運動のリーダーに呼応する大きな社会問題化している」とコメントしている。その上で、就学猶予・免除願の返上が、憲法上の教育権であるとする主張に対して、「理念上、当然、認められるとしても、その教育指導が現状でどの程度可能かは別の問題である」とする「反論」が起きていることをまず紹介している。それに続けて、教育権を認めるとしても「厚生省管下の現諸施設・病院にいる学齢児童・生徒のすべてを指導したり、保護したり、治療したりしている。そのことを“広義”の「教育」と認める」という見解があることを述べている。つまり、小宮山倭は、厚生省と文部省という両省が、「（1）障害者教育・福祉の根本観念についての共通理解を求める努力をすること、……哲学的努力が必要なことである。（2）次に、現制度下のそれぞれの学校や施設・機関などで、すべての子どもを受け入れて最善の役割を果たすには、何をいかに改善改革しなければならないか、具体的な再建をねりあげることが必要なことである」と主張している（小宮山倭，1973）。小宮山倭は時局を読むのに優れた教育者であったが、就学猶予・免除の問題は「哲学的努力」というような形而上な事柄ではなく、精

神薄弱児を抱えた親たちにとっては、教育権保障は現実化させなければならない死活問題であることが理解できていないように思われる。また、小宮山倭には、就学猶予・免除願返上運動は、「急進的」「政治的」「理念的過ぎる」運動とうつつたようであり、教育権保障の理想を現実化するには、関係者間で協議するべきということになるのかもしれない。

（2）特殊教育界先達の就学猶予・免除規定に対する反応

それでは、就学猶予・免除の制度について、当時の特殊教育界の見解はどのようなものであったのであろう。

山口薫は、「昭和30年代と現在では、心身障害児、特に重度・重複障害児に対する就学免除・猶予に対する取り扱いについて180度の転換がみられる」と述べ、具体的に、「特殊教育の改善に関する調査研究会」による昭和44年の「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について（報告）」（辻村報告）の「心身障害児に対する教育は、その者の障害がいかに重度であり重複している場合であろうとも、もとより教育基本法に掲げる目的を達成することを目指して行われる」という記述を提示し、「重度・重複障害児も原則的には学校教育の対象であると明確に示されている」と述べ、「教育下限なし」の実現を求めている。

そして、「免除規定は廃止するにしても、少なくとも猶予規定は残すべきである」と主張する。就学猶予規定を残す理由としては、猶予措置を取ることが子どもの発達を促すケースの存在を指摘し、就学猶予の解除後、順調に進級していった子どもの事例を具体的に示している。なお、山口薫は、かねてより、就学免除は廃止し、就学猶予は残すという考えを示していた（山口薫，1970）。

次に、辻村泰男は、「就学とは、必ずしも学校にゆくことではなく、適切な教育を受けさせることであり、学校を設置するとは建物を建てることなく、能力におうじて適切な教育を行う施策をすることではない」と、重度・重複障害児の就学保障のために学校観の変革が求められることを縷説した上で、保護者に就学猶予・免除願を提出させるのは、「社会（国や地方公共団体）はすべての児童の能力に応じた教育の施策をする義務を負っている」のに、「保護者が負っている義務だけが追求されていて、社会の負っている義務は権力の背後に隠されている。これではどうも、まだ、国民の三大義務時代の亡霊が生き残っているとしか思えない」と、

就学猶予・免除願の不当性を指摘する。その上で、「就学の猶予・免除を願い出るべきは重度・重複障害児を抱えて適切な教育を求めている親たちなのか、それとも、その方法はあるながらまだ具体的な施策の整備を尽くしていない社会の側なのか。頭をさげて、しばらく猶予を願い出るべきはどちらであるのが至当か」と問う（辻村泰男，1970）。辻村泰男は、就学猶予・免除の教育行政手続き規則で、「保護者に対して威丈高に願いでよとは何事か」（辻村泰男，1978）と憤慨して、その間違いを明確に指摘しているのである。

その上で、猶予・免除の問題は、特殊教育だけの問題ではなく、義務教育制度一般の中で論じられるべきで、かりに心身障害という理由では猶予・免除の必要性はなくなったにせよ、だからただちに、わが国の義務教育制度の中から、就学猶予・免除規定が不要になるわけではないという立場をとっている。

さらに、三木安正は、東京都が国に先駆けて希望者全員の障害児の就学を実施した年度に、就学猶予・免除規定をそのまま残す文部省の意向に触れて、「これはいつまでも残しておくべきものではない」（『精神薄弱者問題白書』，p.6）と述べている。

就学猶予・免除規定については、「猶予」と「免除」を切り離し、「猶予」は残して「免除」は廃止されるべきとする論が特殊教育界では多かったと思われるが、田中耕二郎・渡部昭男のように「就学猶予の権利」もしくは「権利としての就学猶予」という観点を提起する研究者はなかったと思われる。「権利としての就学猶予」は、田中昌人の「就学免除をなくし、就学猶予にあたる期間を就学猶予ではなく、名実ともに就学への準備期間として関係者が努力をつよめる期間」との問題提起を受けたものである（田中耕二郎・渡部昭男，1978）。

（3）就学猶予・免除規定とその「願い出」は残された

養護学校義務化予告（昭和48年11月）後、中央では、「特殊教育の改善に関する調査研究会」（会長＝辻村泰男）が組織され、養護学校義務化の焦点である重度・重複障害児の教育指導のあり方に関して集中的に議論することになる。就学猶予・免除制度についても議論の俎上にのぼる。その議論では、就学猶予・免除という概念は、「“教育に下限ない”と言われる昨今、当然なくなるべきだという意見」があるとともに、「否応なしに子女を就学させよと強制されていることに対して、“ちょっと待った”と言い出す余地を与えるところの猶予・免除の規定は、

むしろ親に与えられる権利だともいうべきで、そう簡単に解消してしまうのは問題」という意見もあったという（辻村泰男，1976）。そして、昭和49年3月に、中間報告、翌昭和50年3月に、「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について（報告）」が初等中等教育局長宛に提出された。

同報告には、「就学猶予・免除の運用」について、次のように書かれている。

……たとえ医療又は生活規制を必要とするものであっても、その心身の状況が教育を受け得る状態にある限り、医療と並行して教育を行うことが可能となる。したがって、仮にも就学猶予・免除の措置を行う場合は、いわゆる就学指導委員会の判断を得る等の慎重な手続きを要件にすることにより、その適正を期することとし、また、この措置を行った後も、たとえば教育相談や医療・福祉機関との連絡等を通じて、その就学の可能性を把握し、機に応じて就学させるようにすべきである。……

また文部省は、養護学校義務制実施の前年になって、通達「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（文初特第309号）を発出して、「治療又は生命・健康の維持のために療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者」に限定して、就学猶予・免除を運用することを通達している。つまり、就学猶予・免除は運用するにあたり、障害があるということでの運用は極少化するように尽力すべきであるという趣旨と理解できる。少し敷衍すれば、就学猶予・免除の法定は、障害児教育にかかわるだけでなく、義務教育制度一般にかかわる事柄であり、障害児教育とかかわって不要となっても義務教育制度として不要になるのかという問題が突き詰められるべきこととして残ったのである。

旧学校教育法第23条（現学校教育法第18条）は、「……病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められた者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規程により（現行法＝文部科学大臣の定めるところにより）……義務を猶予又は免除することができる」と規定していた。また旧学校教育法施行規則第42条の「保護者は、就学猶予・免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない」という規定も現行施行規則第34条にそのまま残されているのである。障害児を学校教育から排除するために機能した就学猶予・免除規定は今日においても生きているばかりか、

「願」もそのままである。養護学校義務制が実現した直後は、就学猶予・免除児が一挙に解消されると思われなかったことから、多くが就学猶予・免除規定は残されるが、いつまでも残されるべきものではないと考える向きが多かったが、今日においても運用手続きを含めて残されているのである。

就学の「猶予」と「免除」を区別して、「免除」は憲法違反として削除するように学校教育法改訂することに不都合が存在したのであろうか。渡部昭男は、「就学義務の免除はその措置が永続的であり障害児の『教育を受ける権利』を奪い行政の放置策を許すことから、直ちに廃止されるべきである」と、また「『子どもの教育を受ける権利を真に内実あるものとして充足するという意味での就学猶予を権利として確立する』ことを当面就学義務の猶予を子どもの『教育を受ける権利』を実現する方途として存続する」と主張している（渡部昭男、1982）。こうした案は、かなり有力な案として、特殊教育の先達たちも抱いていたと思うが、それはかなわなかったのである。特に、「猶予」の存続は、子どもの側から判断するかぎり、発達上からも必要なことであることが、上述の山口薫などの説明でもわかる。しかし、義務教育制度上で就学免除の必要性があるとすれば、行政当局はしかと説明責任を果たすべきであろう。加えて、就学猶予・免除をするのに、「願」の提出を保護者がしなければならぬというシステムも、そのまま、今日まで手つかずである。

4. おわりに

松井國男が就学猶予・免除願返上運動を展開したのは、まさに東京に、革新都知事・美濃部亮吉が選挙に勝利して、保守的都政を変革した時であった（美濃部都政は昭和42年から昭和54年まで）。美濃部知事は、公害などに企業優先の中で有効な手を打てない保守都政に代わって登場したのであるが、その登場は、社会党・共産党の政策協定の下、「明るい革新都政をつくる会」が中心になって戦われた選挙によってであった。それは、ベトナム戦争反対や公害反対など社会運動の下、社会には人々の革新意識の高揚がみなぎっていた時代と言える。「心身障害児者の医療、生活を完全に保障する福祉施設を増設し民間施設の充実をはかる」、「都立高校を増設して、希望者全員が入学できるようにする」、「心身障害児者のための各種特殊教育の施設を完備し、教職員の待遇を改善、教育の向上をはかる」などを、美濃部都知事は尊重し実現することを表明していた。松井

國男の主張も、こうした都内に社会の革新的雰囲気の中で、「新宿精神薄弱者育成会」の親たちの心をつかみ、東京都精神薄弱者育成会が受けとめ、そして全国に発信されたと言え得る。その意味で、障害児教育の社会運動には一定の政治的状況が深く関与すると言え得る。また他方で、松井國男ら精神薄弱児の親たちは、障害児を抱えた親子心中事件の報道に敏感に反応していた。この種の事件は、障害児を抱えた親にとって、明日は我が身かもしれないという恐怖／心配を掻き立てるものであり、就学猶予・免除願返上運動の燃え上がりを支えたと言える。また、特殊教育界にも、養護学校の義務制実施及び全障害児の就学を求める声は、各方面から上がっていた。

（しみず さだお）

注

- 1) 「歴史研究」という本稿の性格上、「精神薄弱」などの歴史的表現はそのまま用いた。

参考・引用文献

- 朝日新聞（1970）無策な精薄児教育 抵抗する親たち—就学猶予願い出さず、“教育を受ける権利”を主張、昭和46年2月9日朝刊
朝日新聞（1972）この子らも通学させて—障害児の親が教委に抗議、昭和47年4月24日朝刊
芦田千恵美（1987）障害児「全員就学」に関する一検証—東京都を中心として—、教育学雑誌（日本大学）、21、pp.49-63
安達喜美子（1971）普通学級に「就学」した子、「手をつなぐ親たち」178号（pp.28-32）、この記事は「新宿手をつなぐ親の会」No.64に転載されている。
伊藤隆二（1972）教育の権利（「精神薄弱者問題白書1972年版」、pp.172-173）
大井清吉（1971）就学猶予・免除（『精神薄弱者問題白書1971年版』、pp.107-109）
大井清吉（1978）障害児教育における“分離”と“統合”、教育と医学、昭和53年3月号、pp.27-33
小宮山倭（1973）就学猶予・免除返上運動、（『精神薄弱者問題白書1973年版』、pp.7-11）
小宮山倭（1974）養護学校義務制実施への歩み、（『精神薄弱者問題白書1974年版』、pp.30-42）
新宿区手をつなぐ親の会編（1983）『会報あした—20年のあゆみ—』、昭和58年7月1日発行、（新宿区手をつなぐ親の会編の会報「新宿手をつなぐ親の会」）

- つなぐ親の会」が20年間分すべてまとめられている)
- 田中耕二郎・渡部昭男(1978) 学校教育法第23条(「就学義務の猶予・免除」規定)の評価に関する一考察, 障害者問題研究, 15, pp.71-78
- 東京都教育委員会(1977) 『心身障害児全員就学—東京都における経過と課題—』, 東京都教育庁学務部心身障害教育課
- 東京都精神薄弱者育成会編(1991) 『どこに住み, どこで働き, だれが支えるか—東京都精神薄弱者育成会30年のあゆみ—』, 1991年10月発行
- 特殊教育の改善に関する調査研究会議事録要旨(1973), 同研究会の議論には, 精神薄弱者愛護協会や全日本精神薄弱者育成会など関係者が参画している。
- 全日本精神薄弱者育成会編(1976) 『手をつなぐ親たち—25年の歩みとこれからの親の会運動—』, 創立25周年記念全国大会資料
- 辻村泰男(1970) 精神薄弱教育と義務教育, 「教育と医学」18(3), 昭和45年3月号, pp.4-11
- 辻村泰男(1970) 精神薄弱児と就学について, 「愛護」, 昭和45年9月号, pp.13-15
- 辻村泰男(1974) 特殊教育改善調査研究会の中間報告について, 『精神薄弱者問題白書1974年度版』, pp.88-94
- 辻村泰男(1976) 重度・重複障害児とその教育をめぐる問題—特殊教育改善調査研究会の報告をめぐって—, 「教育と医学」, 24(6), 昭和51年6月号, pp.502-508
- 辻村泰男(1977) 養護学校義務制をめぐって, 「季刊教育法」, (26), pp.13-20
- 辻村泰男(1978) 心身障害児の教育と福祉, 「社会福祉研究」, 第23号, pp.3-8
- 山口 薫(1970) 特殊教育の今日の問題, 「教育と医学」, 23(12), 昭和50年12月号, pp.1065-1085
- 山口 薫(1976) 就学猶予の問題, 「教育と医学」24(6), 昭和51年6月号, pp.41-47
- 山口 薫(1979) 就学猶予・免除を考える, 「手をつなぐ親たち」No.230, 昭和54年4月号, pp.20-21
- 渡部昭男(1982) 養護学校義務制後の問題と課題, 「特殊教育学研究」, 20(2), pp.51-60
- 渡部昭男(1996) 『「特殊教育」行政の実証的研究—障害児の「特別な教育的ケアへの権利」—』, 法政出版